

令和 4 年度補正予算及び令和 5 年度予算概算要求の概要

目 次

有機農業産地づくり推進緊急対策事業（令和 4 年度補正予算）	・ ・ 1
有機農業産地づくり推進（令和 5 年度予算概算要求）	・ ・ ・ ・ ・ 2
有機転換推進事業（令和 4 年度補正予算）	・ ・ ・ ・ ・ 3

有機農業産地づくり推進緊急対策事業

【令和4年度補正予算額 3,000百万円の内数】

<対策のポイント>

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組の試行や体制づくりとともに、都道府県の推進体制の構築を支援します。

<事業目標>

- 有機農業の面積（63,000ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 有機農業実施計画の策定

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ取組を推進するため、

- ①構想聴取 ②試行的な取組の実施 ③実施計画の取りまとめ等を支援します。

2. 推進体制の構築

有機農業実施計画に基づく取組の継続的な実施に向け、

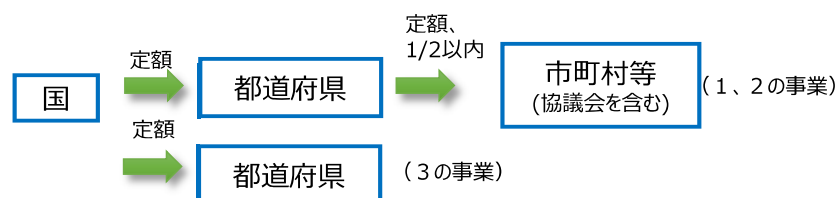
- ①推進体制が整うまでの暫定段階の取組
- ②農業者、事業者、地域内外の住民等の関与する推進体制づくり等を支援します。

3. 展開・普及の促進

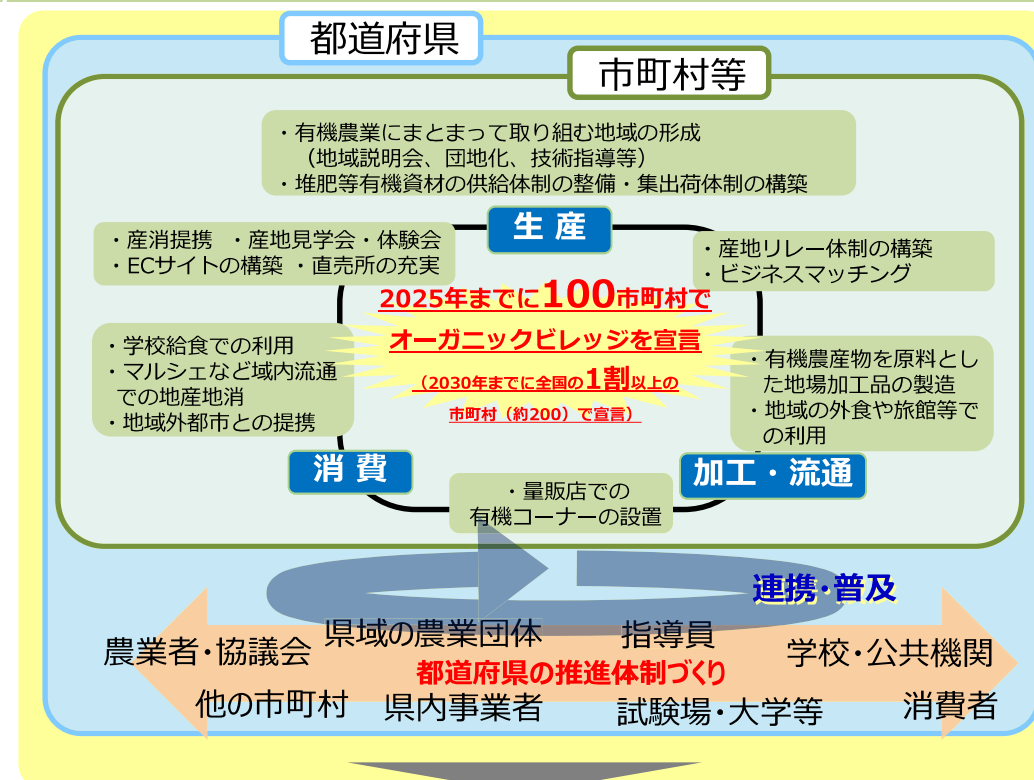
都道府県の推進体制を構築するため、都道府県全体を対象とした有機農業の勉強会や検討会の開催等の取組を支援します。

※みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や市町村が設置する協議会の構成員（農業者、民間団体等）が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

【お問い合わせ先】

農産局農業環境対策課（03-6744-2114）

みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
有機農業産地づくり推進

【令和5年度予算概算要求額 3,000（837）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援するとともに、都道府県の推進体制づくりを支援し、有機農業推進のモデル地区を創出します。

＜事業の内容＞

1.有機農業実施計画の策定

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんだ取組を推進するため、

① 構想聴取 ② 試行的な取組の実施 ③ 実施計画の取りまとめ等を支援します。

2. 推進体制の構築

実施計画に基づく取組の継続的な実施に向け、

① 推進体制が整うまでの暫定段階の取組
② 農業者、事業者、地域内外の住民等の関与する推進体制づくり等を支援します。

3. 展開・普及の促進

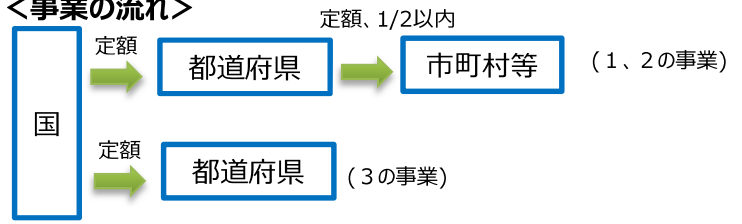
都道府県の推進体制を構築するため、都道府県全体を対象とした有機農業の勉強会や検討会の開催等の取組を支援します。

（関連事業）先進事例の共有

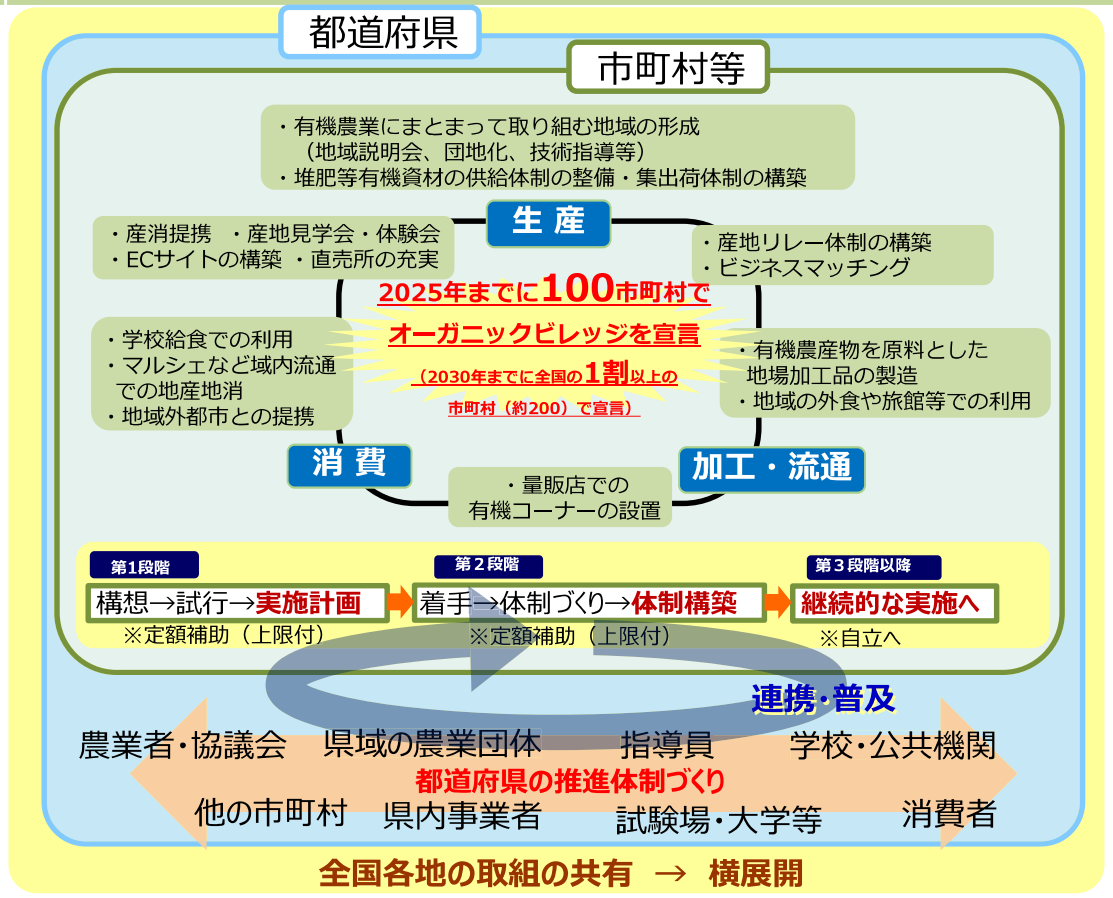
全国各地の取組を共有し横展開を促す会議等の開催を支援。
（有機農業推進総合対策事業のうち産地間・自治体間連携促進事業において実施）

※事業実施主体の市町村または、協議会の所在する市町村において、有機農業に関する栽培管理協定が結ばれている又は結ばれる予定である場合、採択に当たってポイントを加算します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 03-6744-2114

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち 有機転換推進事業

【令和4年度補正予算額 3,000百万円の内数】

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、新たに有機農業を開始する農業者に対して支援します。

<事業目標>

- 有機農業の面積 (63,000ha [令和12年度まで])

<事業の内容>

1. 有機農業への転換推進

新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援します。

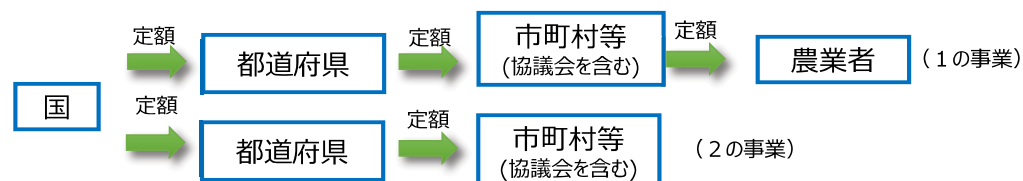
- ① 対象者 : ア 有機農業に取り組む新規就農者
イ 慣行栽培から有機農業への転換に取り組む農業者
(将来的に国際水準の有機農業に取り組む農業者に限る)
- ② 対象農地 : 慣行栽培から有機農業への転換初年度となる農地
- ③ 単価 : 2万円/10a 以内
(本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。)

2. 推進事務

都道府県、市町村等による有機転換推進事業の推進を支援します。

※みどりの食料システム法に基づく特定区域での取組である場合や事業実施主体の構成員(協議会の農業者、民間団体等)が環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合等に評価のポイントを加算します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-2114) 3